号外第七号

曜

平成二十二年

二月十九日

金 2

日

監査の結果に関する報告の公表

監査対象事項

以上の法人の経営に関する管理について の負担金・補助金、委託金、県の貸付金、随意契約等の財務に関する事務及び出資割合1/4 山梨県の出資法人における、県からの債務保証・損失補償、指定管理者制度の運用状況、

平成21年4月17日付け山梨県公報号外第30号

監査の結果に基づき講じた措置の内容

掂 掩 # 屈

糶 に 4 指 圌

山梨県土地開発公社

ω

\$ 0	損約 2 億円を抱えることとなってしまった あ引の事能から言うば 37 億円だ	て、土地開発基金は土地取得時に含み	再計算してみると37億円となる。従っ	成 20 年 4 月 1 日であるため、評価額を	開発公社の簿価である。取引時点は平	は平成17年度の評価額を基とした土地	り県が42億円で購入したが、購入価格	1)米倉山の土地を土地開発基金によ
C 3	7	P\$	絜	14	乗	業	夲	

とおり公表する。

平成二十二年二月十九日

同同同

山梨県監査委員

中戸 土

屋込島

由直元人

邦

より、

山梨県監査委員告示第一号

監

查

委

員

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十八第六項の規定に

包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次の

包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況.....

監

查委員

目

次

·目的として実施してきたことから、当 :事業に伴う借入金は県が全額債務保証 別法人であるとともに、米倉山造成事 積促進計画に定める業務用地等の造成 は、頭脳立地法に基づく県の甲府地域 土地開発公社は県が全額出資している

することとしたものである。 後年度補助金を交付することにより処理 て公社に一括して支払い、残りの債務は 1、平成17年度の時価評価を基に算定 行っている。 た簿価相当額は、土地の購入代金とし このため、今般の債務処理について

と購入価格の差額は、実質的に県の損失となるものではない。 取得時点で再計算を行った場合の評価額 において処理する必要があることから、 よって、債務の全額について県の責任

額を基本として実態に合った人数を計上 する。経費配分については、直接費は事 業毎に計上し、事務所経費及びその他間 接経費は職員数に平均配分して計上す 今後、人件費については、事務費積上

反面、地区拠点工業団地事業(平成5 件費が資産に一切計上されていない。 (2) 米倉山ニュータウン用地取得事業 切事業費が計上されていないのに、 ており、さらに平成 13 ~ 19 年度は一 は、人件費32百万円が資産に計上され ~ 12 年度:事業費 1,056 百万円) で 円)においては、事業経費としての人 (平成 2 ~ 5 年度: 事業費 7,059 百万

公 報 号 外 第七号 平成二十二年二月十九日

Щ

梨

県

Ш

計上する

件費のみ 119 百万円資産に計上してる。土地造成事業における人件費の資産計上に適正さを欠く処理が見られ

(3) 米倉山ニュータウン造成事業地を 65 筆のうち、現在公社名義 44 筆、未 登記地 21 筆となっているので早急に県 却したが、造成事業地内に係る道路敷 県に平成 20 年 4 月 1 日に 42 億円で売 に移転登記を行う必要がある。

(4)土地開発公社には、平成 18 年 11 超える損失が想定される。 すべきである。最終的には、3 億円を 旬)に確定したならば貸倒損失を計上 決算の決算手続中(平成 21 年 5 月上 営業譲渡契約が締結され、現在弁済額 クス・インターナショナル無との間に 始決定がなされ、破産管財人とコネッ きである。また、現在は、破産手続開 見込額」として貸倒引当金を検討すべ 保評価額一回収可能見込額=回収不能 回収可能性を検討して「債権金額-担 状況を勘案し、平成20年3月末時点で については、別除権協定に基づく弁済 月 31 日現在 582 百万円ある。この債権 た㈱応微研に対する債権が平成 20 年 3 月 1 日民事再生手続開始決定がなされ については協議中であるが平成 20 年度

の計上時期と原価の計上時期が対応し 得事業の費用収益対応について、収益 (5) 公有用地取得事業及び代行用地取 を対応させる必要がある。 め、収益の計上時期と原価の計上時期 ていないケースが見られる。 このた

用計上を行っていく。

今後、収益の計上時期に対応させて費

(6) 平成17年度の販売費及び一般管理 費(経費)の計上している費用に過年

費用は、

事業外費用又は特別損益として 過年度の確定損益を修正すべき

今後、

いては、同町名義の登記が行われていな かった。このうち、61 筆にしいては既に 県への所有権移転登記が完了した。 旧中道町から購入した道路敷 65 筆につ

登記を進めていく。 市の協力を得ながら、県への所有権移転 が必要であるため、同町が合併した甲府 残る 4 筆については、地図修正手続等

千円を計上した。 いて、貸倒引当金として499,318 回収不能見込額を平成 20 年度決算にお

行うべきである。 公有用地取得事業及び代行用地取得

が必要となる 性がある。今後も一定量の事業の確保 難であり、赤字が継続してしまう可能 状では、ある程度事業が多くないと、 ている。事務費率が固定されている現 定の委託事務比率等を乗じて算定され 人件費等の固定費を回収することが困 補償事業費及び造成事業費に対して一 事業について、当該事業の収益は用地

支出内容を明らかにすべき。 外費用又は特別損益の勘定科目として 期損益修正的な支出であるため、事業 度計上すべき費用が含まれている。 严

旦、雑収入に計上すべき。 って、今後も継続するのであれば、 度以前のもので長期滞留している。 平成 19 年度末の事業未払金 (用地費) に計上されている 3 件は昭和 60 年 従

決に向けて努力していく。

を完了した。残りの 1 件についても、解

3 件のうち 2 件は平成 20 年度中に支払

(7) 販売費及び一般管理費 (経費) の移管を行うべき。 びつかない保守管理業務については、 対する経費支出が見られる。収益に結 便益を受けている対象者に早急に事業 中に終了した事業(釜無工業団地)に 9

間接経費の再配分が行われているが、 (8) 期末において各事業に人件費及び 合理的配分基準に基づいて配分してい これらの按分は各人の作業従事量等の に応じて人件費及び間接経費の按分を 業に関与した担当者の実際の関与割合 に合わせて配賦している。本来は各事 る訳ではなく、恣意的に各事業の予算

今後、経営計画を策定する中で、人件

いて検討していく。 費等の固定費を回収できる収益事業につ に存在する分も含め昭和町に移管する。 汚水排水管の移管については、中央市

団地進入路の移管については、平成 21 年 3 月 6 日付けで南アルプス市へ寄付探 出し処理を進めている。 付採納願と共に台帳図等の必要書類を提 平成 21 年 4 月 13 日付けで昭和町へ寄

いては、作業従事量等の合理的配分基準 納願を提出し、登記承諾書を発行し処理 に基心と不行ってとへ。 を進めている。 今後、人件費及び間接経費の配分につ

(理) 山梨総合研究所

③ 基本財産として計上されている投資有価証券 525 百万円を現在、一般正味財産の区分に計上しているが、	、	② 財務諸表の注記で「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することになっているが、帳簿価額が時価と同額で計トされ、時ので開示されていた	(3) ① 賃借物件の中に内部造作がされて ① 賃借物件の中に内部造作がされて おり、取得価額ベースで4,264,900 円 となっている。また、什器備品が取 得価額ベースで20,862,717 円あるの で、甲戌市への固定資産税の申告が 必要である。	の改善を家主に積極的に働きかける。 (B)経費の削減と職場環境の改善を 考慮し、事務所の移転を含めて検討する必要がある。	善が必要と考える。6 階建てのビルの5、6 階を合わせて106 坪賃貸しており、平成19年度より家賃も引き下げが行われたが、それでも年間8,745 千円の家賃を支払っている。	れていた。税務申告書の修正が必要と考える。 考える。 (2) 賃借物件は築後 45 年前後経過しており各種設備の老朽化が目立ち、職場環境が望ましい状態ではないため、改	(1) 一般会計を収益事業と非収益事業に分け、収益事業に係る部分について、
公益法人会計基準に則り、平成 20 年度 決算から基本財産については、指定正味 財産として計上した。		平成 20 年度決算から適正に表記した。	過去 5 か年分及び当該年度の固定資産税を平成 21年1月に申告するとともに、当該税金を納付した。			職場環境の改善、経費削減の両面から 移転の可否を判断していく。	税務申告については、平成21年3月に修正申告を行った。
(1) 県立県民文化ホールの消防用設備 について修繕されていない不良箇所が あり、仮にホール内で大水災が発生し た場合、現在加入している施設賠償責	(財) やまなし文化学習協会	平成19年度の100万円以上の受託業務27件の証憑を通査したところ、中央市総合計画策定支援業務の1件を除いて、発注者の検収書26件が徴求されていなかった。	求し、19年度の収益に計上されている他の受託事業と同じ日に入金されているにも関わらず、平成19年度の収益として計上されていない。従って、今後、収益は適正な時点で計上する必要がある。		(5) 笛吹市通学区域の設定・変更にかかる調査業務については進行基準で収益を計上しているが、進排度の見積が根拠資料なしで行われていた。根拠資料に基づいた進捗率を見積り、適切な収益を計上すべきである。	(4) 諸規程の整備状況は、概ね妥当であるが、規程に準拠しないで運用されている事案があるので、今後改善する必要がある。	公益法人会計基準に関する実務指針(その2)平成18年4月13日日本公認会計士協会Q6によると、指定正味財産の区分に計上することになっている。
県民文化ホール、ふれあい文化館共に 消防設備等の不良については全て修繕し た。		発注者へ検収書を請求していく。		今後は、適正な時点での売上高として 計上する。	複数年にわたる業務については、工事進行基準の原価比例法により、根拠資料に基づいた進捗率を見積もり、適正な売上高を計上する。	規程に準拠しないで運用していた事案については、今後は適正な運用を行っていく。また、物品に関する規程に不備があったため、平成21年3月の役員会で改正を行った。	

任保険で指定管理者の管理に重大な瑕庇があるものとして保険金が支払われないことも状況によっては考えられる。

(2) 当協会が指定管理者となっている 甲斐市双葉ふれあい文化館においても 消防用設備不良がある。 早急に消防用設備の不良箇所をすべ

て修繕することが必要。
(3) 当協会は平成18年度より県民文化ホールの指定管理者となった。その時に平成18年4月1日以降当該ホールを使用する使用料は、平成18年3月31日までに入金した現金14百万円が山梨県の収入となっている。この

ため次の問題点がある。

① 指定管理者が平成21年3月末に変更となった場合も、平成21年3 5 月時点までの入金は当協会 (現指定管理者)の収入として良いこととな管理者)の収入として良いこととなっている。従って指定管理者が変更の際は、平成21年3月までに入金(前受金)を増やそうとするため、指定管理者制度の適正な運用が阻害されるので、前受金は精算することが必要。

) 当協会は前受金処理せず、使用料収入としているため法人税等が平成18年度191万円、平成19年度41万円過大に納付されている。

(4)

① 現在使用している口座に簿外となっている口座が6件ある。1件は公々電話の手数料収入93,377円であり、他の5件はネットワーク加盟館からの入金口座であり、残高は全て受取利息で、2,330円とな

年度を超えた利用に係る現年度内に収受した利用料金については、次期指定管理者に引き継ぐ制度に改めた。

平成21年4月の指定管理者の変更の際には、前受金の精算(旧指定管理者から新指定管理者への前受金の引き継ぎ)を行った。

税務署と協議した結果、平成18、19年度の法人税の過払いについては、前9年度の法人税の過払いについては、前受金制度への変更に伴い平成20年度分法人税で相殺されたため還付請求しないこととした。

公衆電話手数料は一般会計の雑収入へ、ネットワーク加盟館の入金口座の残 高は各会計の受取利息へ計上することと し、簿外口座については廃止した。

> っている。原則として全て会計処理 の対象とすべきであり、残高につい て雑収入及び受取利息で計上する必 要がある。

登記簿謄本の「資産の総額」が 1,500万円で登記されている が、正しくは76,378,154 円であり修正が必要であったが、平 成20年12月1日以降「資産の総 額」は職権抹消されることとなった。

③ 指定管理業務における再委託については、正式な書面で承認手続きを行うことが必要である。

④ 収支計算書・正味財産増減計算書において指定管理料200,056,000円を補助金等収入に計上しているが、事業収入又は事業収益に計上すべきである。

(5) 平成18年度の役員報酬について、定期同額給与で支払いが行われてた。 定期同額給与で支払いが行われておらず、このため4月から9月までの270,100円の給与を超える額は役員報酬とみなされないので損金(費用)として認められない。また、事前給与確定届出書を提出しないで役員賞与を支払っているため、役員賞与は損金と認められない。この結果、法人税等の納付不足が284,100円発生している。

(6) 利用料金の端数処理が、不明となっている。端数の取扱いについて基本 め定・事業計画書などで明確にすべき

(7) 当協会では、県立文化ホールで使用する平成19年度の電力供給の指名

(する必) 登記簿謄本の資産総額について、職権でいる 抹消され登記簿謄本記載事項ではなくな 154 ったが、今後このようなことがないようにが、平 留意する。

再委託については正式な文書で承認を 行うこととした。

平成21年度の予算より事業収入に計上することとした。

法人税等の納付不足については税務署の指導により修正申告することとした。 なお、平成19年度からは定期同額給 与での支払いを行っている。

端数処理については指定管理者の事業 計画書に明記させることとした。

他の施設の指定管理者への事例紹介を 行い、導入を検討させる。